

芦屋大学論叢 第83号

(令和7年3月21日)抜刷

昭和戦前期の新聞紙上に見る
小学校教師の不祥事・犯罪（1）

—教師の倫理性に関する史的考察：1930（昭和5）年12月まで—

阪 本 美 江
阪 本 彩 加

昭和戦前期の新聞紙上に見る小学校教師の不祥事・犯罪（１）

－教師の倫理性に関する史的考察：1930（昭和 5）年 12 月まで－

阪 本 美 江（１）

阪 本 彩 加（２）

（１）芦屋大学臨床教育学部

（２）奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程

１．はじめに

文部科学省（以下、「文科省」）は、2023（令和 5）年 12 月 22 日、「令和 4 年度 公立学校教職員の人事行政状況調査について（概要）」において、「令和 4 年度公立学校教育職員の懲戒処分等の状況」（【表 1】）¹⁾を公表した。この調査は、公立学校の教育職員に関わるものであるが、2022（令和 4）年度中に懲戒処分を受けた教育職員は 745 人（交通違反・交通事故 162 人、体罰 91 人、不適切指導²⁾ 42 人、性犯罪・性暴力等 219 人、上記以外の理由 231 人）、訓告等を含めた処分等を受けた教育職員は 3,827 人と、教師における不祥事・犯罪の多さを表しているといえる。もっとも多い懲戒処分事由は交通事故であるが、性に関わる犯罪や体罰等がその次を追っていることが確認できる。そのような傾向は 2022（令和 4）年度に限らないことが文科省の統計からも確認できる。

【表 1】

（単位：人）

区分	年度	懲戒処分					訓告等	総計
		免職	停職	減給	戒告	合計		
交通違反・交通事故	4	17	33	44	68	162	2,165	2,327
	3	19	32	38	71	160	2,208	2,368
体罰	4	0	10	40	41	91	306	397
	3	1	11	37	41	90	253	343
不適切指導	4	2	11	11	18	42	376	418
	3	2	10	12	16	40	366	406
性犯罪・性暴力等	4	153	41	17	8	219	23	242
		(118)	(1)	(0)	(0)	(119)	(0)	(119)
	3	119	50	21	2	192	24	216
		(89)	(5)	(0)	(0)	(94)	(0)	(94)
上記以外の理由	4	35	57	66	73	231	957	1,188
	3	32	59	68	61	220	1,121	1,341
合計	4	207	152	178	208	745	3,827	4,572
	3	173	162	176	191	702	3,972	4,674

（注1）性犯罪・性暴力等の（ ）は、児童生徒性暴力等による件数で内数。（注2）「不適切指導」とは、児童生徒等への不適切な指導等（例：暴言・罵倒・生徒と飲酒等）

文部科学省（2023）「令和 4 年度 公立学校教職員の人事行政状況調査について（概要）」より作成

以上のような不祥事・犯罪事件を、もっとも身近にわれわれに提供してくれるのが、マスメディアである。その中心となるのが新聞やテレビであるが、1990 年代後半からのわが国におけるインターネットの普及浸透に伴い、ネット上でニュースを閲覧する人口も増えつつある。

マスメディアにおける情報提供は、情報提供者の主観が入り誤報も避けられないことから、100%の正確性に欠ける、というデメリットもあるだろう。しかし事件の内容を、われわれが容易に、しかも迅速に把握

できるという点で、重要な役割を果たしているといえる。本論文の主題である、小学校教師における不祥事・犯罪の問題も、現場に立ちあわない限り、その存在を知ることが困難であることはいうまでもない。

ただ、マスメディアの提供する内容は、その時代背景により左右されるものである。とくに、昭和戦前期のわが国は、恐慌による危機の克服策を民衆の弾圧と対外進出に求めるという、ファシズムと戦争の道を選んだ。そのような状況下、マスメディアの報道内容も偏ったものにならざるをえなかったと考えられる。というよりも、国家の統制により、国家の意向に添うように偏らざるをえなかったといえるだろう。

以上のことを踏まえて本論文では、昭和戦前期に焦点を絞り、小学校教師の不祥事・犯罪がマスメディアの中心である「新聞」において、どのような形で、どれだけの件数が取り上げられていたのかを調べ、昭和戦前期における小学校教師の不祥事・犯罪の傾向や、それに対する報道姿勢を通して窺うことのできる、〈教師を見る世間の目〉〈教師観〉の時代的特質を明らかにすることを目指す。

小学校教師の不祥事・犯罪に着目する研究として、小野（2017）の「戦前日本における教師の不祥事・犯罪と世論—小学校教師を中心に」が挙げられる。同研究は本論文同様、新聞記事を通じて戦前日本における教師の不祥事や犯罪の実態を明らかにすることが目指されているが、その結果、戦前と戦後における教師の不祥事・犯罪の実態やその認識における共通性が明らかになったことが指摘されている³⁾。さらに作田（2019）における「戦前昭和期の教師観と学校問題：小学校教員に関する事件報道を通じて」においても、昭和戦前期における教師の事件報道を、新聞を通じて検討がなされている。作田は同研究の結果、教育界の腐敗問題や戦前期の「国家の教師」像など、さまざまな教師観が重層化していたことを指摘している⁴⁾。しかし小野は、当時の新聞の主だった記事を抽出することで犯罪・事件種別（性犯罪、流産及び懲戒権）の特徴を分析しており、作田は『読売新聞』のみを研究対象としていることから（『読売新聞』の昭和戦前期、すなわち1926〔昭和元〕年12月25日～1945〔昭和18〕年8月15日の記事を対象としている）、当時における全体的な教師の不祥事・犯罪の特徴を把握するには、さらなる事例の蓄積が不可欠であると考えられる。

したがって本論文（第1・第2報）では、『新聞集成昭和編年史』（明治大正昭和新聞研究会著/発行。詳細は後述）を基に、同著に掲載された小学校教師に関わる不祥事・犯罪をまずはすべて抽出していく。同著は、近代史の根本資料ともいえるべき新聞を当時の「そのままの形」で集大成したものであり、外交、政治、経済、社会、文化、さらに世界の主要事件に至るまで、年表を参考に日付順に編集・収録したデータベースである⁵⁾。さらに本論文では、同著に掲載のない記事を、河野通保の『学校事件の教育的法令的实际研究』（文化書房。上巻〔1933〕、下巻〔1934〕）より抽出することで、さらなる事例を加えて検討することを試みる。その際、本論文（第1報）では、教師を取り締まる法規と不祥事・犯罪の類型を明らかにし、加えて当時発行された新聞の概要も踏まえつつ、まずは1926（昭和元）年12月～1930（昭和5）年12月における教師の不祥事・犯罪記事をリスト化し、その特徴を明らかにすることを目指す。第2報では、1931（昭和6）年1月～1945（昭和20）年8月までの教師の不祥事・犯罪をリスト化しその特徴を明らかにし、第3報では、第1、第2報の結果を踏まえて総合考察をおこなうことを目指している。以上、戦前期における教師の不祥事・犯罪の傾向を明らかにすることで、昭和戦前期における教職者に問われた倫理性をも垣間見ることができるのではないかと考えている。

ただ、新聞紙上に姿を見せない教師の不祥事・犯罪も当然のことながら存在したことだろう。その点において、今回の調査が教師の不祥事・犯罪のすべてを網羅しているとはいえない。その意味において本論文は、あくまでも当時の新聞史料に現れた限りでの小学校教師の不祥事・犯罪に関する考察、ということになる⁶⁾。

2. 昭和戦前期における新聞および教師の不祥事・犯罪の類型

（1）歴史史料としての新聞

日本の近代新聞が生まれたのは明治維新とほぼ同時期であって、最初の日刊紙は1870（明治3）年に創刊されている。当初は、相前後して東京、横浜、大阪に生誕し、10年後には各地方に政党が生まれるにしたがって、地方新聞も一斉に創刊された⁷⁾。日本における当初の新聞発行者は、ほとんどすべてが武士階級出身者であって、新聞の性格、政治評論を中心とする政論新聞（「大新聞」）であった⁸⁾。しかし、政府は権力をもって弾圧を重ね、投獄される主筆が多く、発行停止は常のことであり、姿を消していく新聞社も多かった⁹⁾。

その傾向に対して、新聞にはもう一つの流れがあり、論評をもって識者に訴えるというよりも世間の話題などに重点をおき、万人に読ませることを目的とした「小新聞」が出回った。しかし小新聞も、やがて必然的に本格のニュース・報道そのものに力をいれだすことになる¹⁰⁾。小新聞の1つとして発達した朝日新聞を例にあげてみる。

『朝日新聞社史』によると、朝日新聞は大阪で1879（明治12）年、当初は親しみやすい大衆向け新聞としてスタートし、「不偏不党」を柱とする「報道中心主義」「公平無私」の編集方針のもとに出版をおこなっていたとのことである。しだいに発行部数が全国首位の地位を確立していくことになるが、明治から大正にかけて政府の言論弾圧がいつそう激しくなる中で、朝日新聞は普通選挙や軍縮を訴えるようになる。しだいに、従来の政論紙が政府の弾圧により弱体化する中、朝日新聞がそれらに代わって政府の矢面に立つことになる。やがて2・26事件の際に決起部隊からの襲撃を受けるなど、激しい弾圧を受けるようになる。戦時体制下で報道統制が強化され、言論・報道の責務を果たせないまま1945（昭和20）年の終戦を迎えたとのことである¹¹⁾。

以上のような政府の報道統制をうけたのは、朝日新聞に限らず各新聞とも同様で、とくに、太平洋戦争に入り、新聞全体が政府の統制に服するようになり、「完全な敗退を余儀なくされた」とのことである¹²⁾。つまり、戦時色が濃くなるにしたがい、国家主義的な内容へと新聞全体が変わっていったといえる。

以上のような政府による報道統制があったにせよ、戦前の大衆新聞は発展を遂げ、朝日のみならず読売、毎日等、主要各紙が全国版を発行した。とくに、朝日や毎日においては、多数の地方版も発行している。つまり、現代の新聞同様、戦前日本の新聞においても完全とはいえないが、日本全国のニュースを目にすることができるようになっていたのである。したがって新聞は、その時々リアルタイムの報道であり、且つ、日本全国のニュースが掲載されているという点において、きわめて利用価値の高い歴史史料であるとみなすことができる。

記事の正確性についてはどうだろうか。たとえば戦後の朝日新聞によると、誤字・誤報を極力避けるよう、万全の注意をはかっているとのことであるが、皆無とはいえないのは事実であるので、記事の間違いや誤字についても紙上にかかげてきたとのことである¹³⁾。戦前においても、当然の事ながら、現代の新聞同様に誤字・誤報が多々あったことは予想される。さらに、当時の社会的状況、すなわち政府の統制が強まる中、政府の弾圧から逃れるために、記事内容も大いに政府の意向に応じ、偏ったものにならざるをえなかったことは、既述のとおりである。以上のことをふまえて、当時の新聞報道を理解していかなければならないということはいうまでもない。

(2) 教師を取り締まる法規と不祥事・犯罪の類型

近代日本においても、教育に関するさまざまな法規が存在した。教育関係の法規の一つとして、現代の教師に対する欠格条項同様、近代においても学校教員に対し素行を取りしめる法規が制定されたのである。すなわち近代においても、国家は教師の資質向上に力を入れていたことが理解できる。

まず、1871（明治14）年「教育令第37条」において、「学校教員品行検定規則」が制定された¹⁴⁾。その第1条では、「学校教員ノ品行ハ左ノ一款若クハ数款ニ触ルル者ヲ以テ品行不正ト認ムヘシ」とし、第4款まで、違背してはならない項目を次のように挙げている。第1款「懲役若クハ禁獄若クハ鎖禁ノ刑ヲ受ケタル者」、第2款「前款ノ刑ヲ受ケ存留養親老小癩疾婦女等ノ故ヲ以テ収贖ヲ聴サレタル者」、第3款「身代限ノ処分ヲ受ケ未タ弁償ノ義務ヲ終ヘサル者」、第4款「荒凶暴激等総テ教員タルノ面目ニ関スル汚行アル者」（明治16年文部省達第7号における改正で、第5款「（前略）軽重禁錮以上ノ刑ニ処セラレ若クハ信用又ハ風俗ヲ害スル罪ヲ犯シテ罰金ノ刑ニ処セラレ若クハ監視ニ付セラレタル者」が、加えられている）。そして、以上の項目に該当する品行不正な教員に対し、第2条で、「（前略）教員ノ職ニ就カシムルヲ得ス又就職ノ後ト雖モ其職ヲ停罷スヘキモノトス」と、教師の品行を厳しく取り締まっていたことが確認できる。

さらに、1890（明治23）年の「小学校令」において、教師に対する具体的な処分が制定されている。1890（明治23）年の「小学校令第64条」¹⁵⁾における、「市町村立小学校長及教員職務ヲ粗略ニシ若クハ職務上遵奉スヘキ使命ニ違背シ又ハ体面ヲ汚辱スルノ行為アルトキハ府県知事懲戒処分ヲ行フヘシ其処分ハ譴責罰俸免職免許状褫奪トス（以下省略）」。

さらに、同じく「第65条」¹⁶⁾において、「小学校教員禁錮以上ノ刑ニ処セラレ又ハ信用若クハ風俗ヲ害スル罪ヲ犯シテ罰金ノ刑ニ処セラレ又ハ監視ニ付セラレタルトキハ其職ヲ失ヒ免許状ヲ褫奪セラルヘキモノトス」とある。1941（昭和16）年になり、小学校令改正により国民学校と改称されても、上記の規則は継続することになる。

さらに、「学校教員ノ操行取締及風紀紊乱者処分方」（1907〔明治40〕年7月9日文部省通牒）¹⁷⁾によると、「学校生徒ノ風紀振肅ニ関シテハ客年中訓令ノ次第モ有之夫々御取締相成居候儀ト存候処之カ教養ノ任ニ当ルヘキ教員ノ素行如何ハ児童生徒ノ風紀ニ直接ノ影響アルハ言ヲ俟タザル処ニ有之候就テハ是等教員ノ素行ニ関シテハ自今一層御取締相成苟モ風紀ヲ紊ルカ如キ者ニ対シテハ嚴重ニ御処分相成候様致度此段及通牒候也（以下省略）」とある。すなわち、学校教師の素行は、直接学校生徒の風紀に影響を及ぼすものであり、取締りが一層必要であり、これに見合わない教師は厳しく処罰すべきものとした。

以上のように、戦前においても教師の不祥事・犯罪を処罰し、素行を取り締まる法規が存在したのである。これらの法規は、教師の素行を正すことによって子どもたちを善導し、皇国民の錬成を目的としていたということはいうまでもない。

それでは、具体的に戦前期における教育者の不祥事・犯罪にはどのような類型があったのだろうか。具体的な新聞記事の検討に進む前に、河野通保著『学校事件の教育的法律的实际研究』（上巻1933年・下巻1934年）によって概観しておきたい。

まずは、「皇室に対する罪及び国体に関する罪」¹⁸⁾がある。戦前はいうまでもなく、忠君愛国の倫理の下、社会全体が忠誠心を問われ、昭和期の戦時色が濃くなっていく中、反国体勢力に対する弾圧も増していった。教育界においても同様で、教育全般が「教育勅語」に基づいたものであり、天皇やその肖像写真である「御真影」、及び国家への忠誠心は不可欠なものであった。このような忠君愛国的教育は、終戦まで続いたのである。こういった時代に、教育者の職責上、皇室・国体に関する事柄はもっとも関係深く、重要な責務を負っていたことは当然理解できる。

以上のような「皇室罪」と切っても切り離せられないものが、教師の思想問題である。「国民の国家に対す

る思想の如何は直接に国運の消長に影響する所大であるから（略）全力を国民の思想統制に用いている」¹⁹⁾と、考えられていたので、当局者が特に重要視する問題の一つであった。

思想問題を取り締まる法規も多々存在したが、教師のそのような問題に関わった法令が、1925（大正14）年施行の「治安維持法」²⁰⁾であろう。同法「第1条」において、「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」ことが定められた。さらに1928（昭和3）年、「治安維持法中改正ノ件」²¹⁾において、一層「第1条」が厳罰化・詳細化され、上記違反を犯したものに対しては「（前略）死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ（以下省略）」とされ、「（前略）情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス（以下省略）」と、反国体勢力の取り締まりが一層強化された。子どもたちに絶対的影響力を及ぼす教師の反体制的思想は、子どもたちを同様の反逆者へと導く可能性があり、当時当局者がもっとも警戒していたことであったといえる。

つぎに、「放火並に失火の罪」²²⁾がある。「刑法」（1882〔明治15〕年1月1施行）、「第7節 放火失火ノ罪」²³⁾の、「第403条」において、「火ヲ放テ（省略）建造物ヲ燬シタル者ハ無期徒刑ニ処ス」と、放火に対し重罪を課していたのである。さらに放火に限らず、公共の建造物に対する失火にも重い罪を課していた。戦前期、学校は木造が一般的であったので、当然些細なことで引火、炎上していたことが予想される。そういった状況にもかかわらず、重罪を課していたといえる。それだけに当時は財政難で、経済的に学校を再建築する余裕がなく、学校はまさに〈重要建造物〉とみなされていたからであると考えられる。

以下、教師に関わるその他の犯罪を概説していく。

まず、「秘密を侵す罪」²⁴⁾があり、他人の封書を開くことに嚴重な注意が必要とし、とくに、職員個人宛、学校長宛の封書を許可なく開封することを禁じ、処罰の対象としていた。また、卒業証書、通信簿、教師の身分証明書、会計書類等の偽造を禁じる「文書偽造の罪」²⁵⁾、人を陥れる目的で、その上官に虚偽の申告をする「誣告の罪」²⁶⁾がある。

さらに、男女教師間、教師と児童・生徒間等に生じる「性に関する罪」²⁷⁾がある。戦前においても、近年同様発生する機会が極めて多かったとのことである。1880（明治13）年「刑法第346条」²⁸⁾にて、「十二歳ニ満サル男女ニ対シ猥褻ノ所行ヲ為シ又ハ十二歳以上ノ男女ニ対シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ為シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ（以下省略）」と定められている。さらに、「刑法353条」²⁹⁾において、「有夫ノ婦姦通シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ処ス其相姦スル者亦同シ」と定められている。

つづいて、「流職の罪」³⁰⁾において贈賄と収賄に対し罪が課せられているが、昭和戦前期においても、教育疑獄事件が発生し、多くの小学校教師が検挙されていた。

さらに、「人の身体を殺傷暴行する罪」³¹⁾がある。教師は、清廉高潔とされる職業に従事しているとする〈教師聖職者〉という認識が人々にはあった。それだけに、教師による暴行は、多大な精神的苦痛を受ける結果となり、過剰であり不当な体罰に対して処罰がなされていた。それに関連して「逮捕監禁の罪」³²⁾があり、教育の目的の限度を超えて、生徒の自由を拘束・監禁することは、当然のことながら処罰の対象となった。

また、他者の名誉を毀損する「名誉に対する罪」³³⁾、窃盗、詐欺、横領などに対する「財産に関する罪」³⁴⁾、さらには「納税違反の罪」³⁵⁾など、教師にかかわらず罪となることがらも、戦前においては〈教師の犯しやすい罪〉の1つとなっていた。

次節以降において、上記のような教師の犯しやすい不祥事・犯罪類型を用いながら、はたしてそれらが新聞紙上どれほど取り上げられていたのか確認していく。

3. 新聞紙上の不祥事・犯罪記事 —1926（昭和元）年から1930（昭和5）年末日

新聞紙上における教師の不祥事・犯罪を調べてみたところ、年代により発生件数のばらつきがあることが確認できる。したがって、不祥事・犯罪記事をリスト化する際、件数の都合上、本論文（第1報）では1926（昭和元）年から1930（昭和5）年までを、第2報では記事の多い1931（昭和6）年から1933（昭和8）年までと、残りの1934（昭和9）年から終戦までに時期区分し、分析することにした。

事件の検索は、『新聞集成 昭和編年史』1927（昭和2）年度版第1巻～1945（昭和20）年度版第4巻、1926（昭和元）年については、『新聞集成 大正編年史』1926（大正15）年度版を参照することにした（いずれも、明治大正昭和新聞研究会発行）。さらに本論文では、河野の『学校事件の教育的法律的实际研究』上・下巻より、不祥事・犯罪関係の記事をピックアップした。しかし以上文献は、上述のように、当時の不祥事・犯罪事件すべてを網羅しているのではない。したがって以下の検討は、新聞で報道されなかった事件が存在する可能性がある、という限界の中での検討となる。さらに本論文では、1つの事件の関連記事に関しては、とくに記載する必要があると思われる記事以外はメインとなる記事のみを残し、省略することにした。したがって、後に示す事件の総数は、全掲載記事数を表しているのではない。

以下に、上記著書において使用されている新聞名と略称を記載しておく。

「大阪朝日新聞（大朝）」・「東京朝日新聞（東朝）」・「大阪毎日新聞（大毎）」・「東京日日新聞（東日）」・「新潟日報（新潟）」・「報知新聞（報知）」・「読売新聞（読売）」・「大阪時事新報（大阪時事）」・「芸備日日新聞（芸日）」・「神戸又新日報（又新）」・「国民新聞（国民）」・「山陰新聞（山陰）」・「山陽新聞（山陽）」・「新愛知（新愛知）」・「台湾日日新聞（台日）」・「中外商業新聞（中外）」・「福岡日日新聞（福日）」・「満州日日新聞（満日）」・「都新聞（都）」・「やまと新聞（やまと）」・「万朝報（万朝）」・「北海タイムス（北海）」・「京都日出新聞（日出）」・「時事新報（時事）」・「九州日日新聞（九日）」・「樺太日日新聞（樺日）」・「中国新聞（中国新聞）」・「名古屋新聞（名古屋新聞）」・「神戸新聞（神戸新聞）」・「中国民報（中国民報）」・「山陽新報（山陽新報）」・「九州日報（九州日報）」

以上、順不同

さらに、前掲『学校教育の教育的法令的实际研究』（下巻、223頁～305頁）にならって、掲載記事を次のように分類することにした。

「皇室に対する罪及び国体に関する罪」＝（皇室）、「放火ならびに失火の罪」＝（放火）、「秘密を侵す罪」＝（秘密）、「文書偽造の罪」＝（文書）、「誣告の罪」＝（誣告）、「性に関する罪」＝（性）、「流職の罪」＝（流職）、「人の身体を殺傷暴行する罪」＝（暴行）、「逮捕監禁の罪」＝（逮捕）、「名誉に対する罪」＝（名誉）、「財産に関する罪」＝（財産）、「納税違反の罪」＝（納税）、上記以外の罪＝（その他）

さらに、『学校教育の教育的法令的实际研究』上・下巻より掲載した記事は、〈事例〉という印を添えることにした。

【表 2】1926（昭和元）年 12 月～1930（昭和 5）年 12 月

事件 番号	掲載年月日/ 新聞名	分類	事件概要	備考
1	1927.9.5 大毎	暴行	校長（31 才、高知県七郷加持小学校）が、算術教授中、問題のできない児童に給食をあたえず、居残りさせ、扇子で顔や肩を殴るなどの暴力をふるった事件。	憤慨した父兄が、告訴を予定。同村当局は秘密裏に校長を取り調べ中。
2	1927.9.30 東朝	暴行	小学校教師が、カフェーで女給の待遇が悪いと暴行した事件。	<事例>
3	1927.10.5 東日	洗職	東京市芝区靱絵小学校長、海外学務視察として、同市より選任されるが、旅費が少なすぎるとし、教え子の父兄から寄付金を募集する。	校長あてに警告書が発せられるが、保護者会側では依然募集が継続。
4	1927.10.11 東日	性	代用教員（小石川大塚窪町小学校 5 年女子担任）は、自分の教卓から現金 2 円あまりを何者かに盗まれたため、容疑生徒を裸にして盗難しらべをした事件。	父兄間では非難の声高く、人道問題として直接市当局へ申告するとのこと。
5	1927.10.20 読売	洗職	東京都下の小学校長および教員は、東京市視学課長・学務課長などに 5 円、10 円、多い者は 100 円の商品切手を贈賄し、転勤・進級などについて便宜を計ってもらった事件。	警視庁刑事部にて、校長・教員や視学長を取り調べ。しかし、少額のため裁判所で起訴するかは不明。
6	1927.12.22 東朝	洗職	家庭教師が、校長を集めて贈物收受を行わないよう、戒めていた。	<事例>
7	1927.12.22 東朝	財産	小学校訓導（28 才、埼玉県秩父群 S 村小学校）は、前任地白川小学校に忍び入り、児童が集めた飛行寄付金 13 円 50 銭その他を窃盗。	各地では同様な犯罪ある見込みで取り調べ中。
8	1928.1.12 東朝	文書	北海道富良野村 G（31 才）は、福井県師範学校第 2 部を卒業した人物の名義を盗用。代用教員に採用され、昇進し、中富良野小学校長として教鞭をとっていた。	旭川検事局にて取調べられる。教育界の大問題となる。<事例>
9	1928.1.12 東朝	文書	小学校長の内申書に不正。府立の各中学・女学校・高師附属中学などで、応募者が収容人員の数倍に達し、さらに内申が満点の応募者が多数を占めていたことから、疑惑が生じた。	中等学校の入学試験撤廃による影響かと言われている。
10	1928.4.11 東朝	皇室	小学校訓導（23 才、埼玉県某小学校）は、関係ある卒業生 60 余名に対し、活版刷不隠文書を配布。同校では、児童教養所社会問題思想研究会が組織され、同訓導も関与。	熊谷署にて取調べ中。
11	1928.9.12 東朝	暴行	小学校訓導 I（56 才、神奈川県中群 K 村小学校）は、若い男性と恋に落ち家出して帰宅した妻の頭部・その他を、なたでめったざりにした。	伊勢原署へ自首。しかし父兄児童間に信頼厚いため、多数村民は伊勢署へ穏便に取り計らってもらえるよう歎願。
12	1928.9.18 東朝	財産	元主席訓導（下谷小学校）は、退職後金融業を営み、東京大阪をまたにかけて不正金融で大詐欺。	宮坂署にて引致され、取り調べ中。
13	1928.12.9 東朝	皇室	小学校女教員（27 才、東京市本所区某小学校）は、左傾重大事件の連累者を自宅に隠匿していたことが発覚。同訓導は師範学校時代から思想問題に興味を持ち、上京後も主義者間をしきりに往復していた。	池袋署に検挙。警視庁特高係長より嚴重な取調べを受けている。<事例>
14	1929.1.24 大毎	暴行 財産	小学校訓導（26 才、徳島市新居村田宮小学校）は、ピストル強盗をし、警戒中の徳島署の巡査を狙撃した。警察が同校を包囲し、同訓導が教員室へ入ったところを取り押さえる。教室の天井に兇器と贓品が隠されてあった。	逮捕される。24 日朝刑務所に収容。予審に附される予定。
15	1929.3.31 東朝	皇室	沖縄県の小学校教員 27 名、ならびに男子師範生は、社会科学研究会を組織し、社会科学に関する書籍雑誌の購入、さらに、代議士選挙に労農党候補者を応援したなどの原因で処罰される。	免許状褫奪 2 名、懲戒免職 5 名、譴責休職 9 名、訓戒 1 名の処分。<事例>
16	1929.4.19 大朝	性	小学校教員（大阪市住吉区某小学校）は、2 才女児が、同区在住の女性（23 才）との間にできた子でないことを証明するため、大阪初の血液鑑定による判決を裁判所に願い出た。	私生児認知訴訟。親兄弟の耳の血を採って、鑑定する予定。
17	1929.7.5 大毎	その他	小学校教員（西須磨小学校）がこわいので死ぬと遺書を残し、6 年生 5 年生の兄弟が家出。	須磨署へ届出。捜査を願う。
18	1929.11.1 大朝	文書	大阪府小学校長・教員 120 名、虚偽内申の事実暴露し処分される。中学校長が内申に符合しない児童を発見したことから発覚。	処分は辞任、引責辞職、問責、口頭戒告。
19	1930.1.25 福日	暴行	小学校高等科訓導（鹿児島県始良郡溝邊村小学校）は、2・3 名の生徒が余りに不成績に怒り、殴打。行儀が悪かったことに憤慨し鞭で生徒数名を殴打。	1・2 年生徒は同盟休校を実施。父兄も同訓導排斥運動を起こす。
20	1930.1.26 大阪時事	文書	小学校長の作成した内申書が不正のため、元来成績不良の小学生が中学に入学したが、あまりの不成績に退校を命ぜられ、父兄で内緒で遊び回っていたところを教護連盟に保護をうける。	大阪府における内申書偽造の弊害事件。
21	1930.6.27 東朝	洗職	小学校教師または女学校教師に対し贈物をする悪習はやまず、東京府学務部や市教育局へ父兄から投書。贈物を一切受けざるよう警告を発する。	<事例>

22	1930.10.27 東朝	放火	小学校訓導 (34 才 樺太知取某小学校) は、同校の位置が児童の通学に不便と考え、移転させたさに放火。	嚴重捜査中。＜事例＞
23	1930.11.30 又新	性	下関市各小学校の男女教師間の恋愛が、児童に悪影響を及ぼすものがあることに鑑みて、下関市は教員間の結婚を禁じた。	全国初めての珍令として是非粉々。
24	1930.12.27 東朝	暴行	小学校長 (43 才、高知県長岡郡 K 小学校) は、遊興費などに関し 1 万 2 千円の借財の返済に窮した挙句、妻に保険金をかけ亜ヒ酸で殺害。中毒死として保険金 3 千円を受け取る。	大審院などで死刑の判決を受けたが、皇太子殿下御誕辰の恩赦で、無期懲役。 ＜事例＞

(表の掲載年月日は和暦にて表示することにした)

以上、1926 (昭和元) 年から 1930 (昭和 5) 年 12 月末日までの不祥事・犯罪記事をリストにまとめてみた。この時期の不祥事・犯罪記事の総数は 24 件であった (ただし、1926 [昭和元] 年については不祥事・犯罪記事なし)。不祥事・犯罪の内容別件数は、皇室=3 件、放火=1 件、文書=4 件、性=3 件、流職=4 件、暴行=6 件、財産=3 件、その他 1 件であった (複数に分類される不祥事・犯罪もあり)。もっとも発生件数の多かった不祥事・犯罪は暴行で、次に文書、流職とつづいた。

事件における男女比は、男性教師が関わっている事件が 24 件中 21 件で、圧倒的に男性教師における不祥事・犯罪が多かった。

処罰については、新聞に掲載されているものとされていないものがあり、全記事の詳細を知ることはできなかったが、記載されていた範囲でみると、警察署で取調べを受けたものがほとんどであった。しかし、左傾教師への処罰、すなわち (皇室罪) に対する処罰の厳しさが目に付いた。社会科学に関する書籍購入や、労農党候補者を応援したことで、免許状剥奪や懲戒免職などの処分を受けていることから、昭和戦前期の思想取り締まりの厳しさがうかがい知れる。また、内申書偽造の処分も厳しく、辞任、引責辞職などの処分を受けていた。

さらに、教師の体罰に対しての父兄の反応は厳しく、排斥運動や同盟休校がなされた事件も存在したところをみると、当時も、たとえ子ども側の問題があったとしても、体罰教師に対し徹底的に抗議する姿勢がみられたところに、現代と変わらない様相をみた。

おわりに

本論文 (第 1 報) では、当時の教師の犯罪傾向及び当時発行された新聞の特徴を概観し、1926 (昭和元) 年～1930 (昭和 5) までの新聞に掲載された教師の不祥事・犯罪の特徴を明らかにした。その結果、もっとも発生件数の多かった不祥事・犯罪は暴行で、次に文書、流職とつづく等、一定の特徴があることが明らかとなった。とくに、教師の思想問題の取り締まりの厳しさが確認できた。第 2 報では、さらに 1931 (昭和 6) 年 1 月～1945 (昭和 20) 年 8 月までの教師の不祥事・犯罪を抽出しその特徴を明らかにし、第 3 報で総合考察をおこなうことで、昭和戦前期における教師の不祥事・犯罪の特徴を事例に基づき明らかにすることを試みる。

注

- 1) 文部科学省（2023）「令和4年度 公立学校教職員の人事行政状況調査について（概要）」
https://www.mext.go.jp/content/20231222-mxt_syoto_01-000033180_1.pdf, 2024.6.16 閲覧
- 2) 【表1】の「不適切指導」が必要な教諭とは、「知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当ではない教諭等のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者であって、直ちに後述する分限処分等の対象とはならない者」をいう、と文科省「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」において示されている。たとえば、「児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない」、すなわち児童等とのコミュニケーションをとろうとしない教員（教師）もそこには含まれる（文部科学省〔2008〕「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/20220902-mxt_kouhou_02-1.pdf, 2024.6.16 閲覧）。
- 3) 小野雅章（2017）「戦前日本における教師の不祥事・犯罪と世論—小学校教師を中心に」『季刊教育法』第195号、32-39頁。
- 4) 作田誠一郎（2019）「戦前昭和期の教師観と学校問題：小学校教員に関する事件報道を通じて」『社会学部論集』第68号、43-61頁。その他、前田一男は「長野県教員赤化事件（「二・四事件」）」を、『長野県プロレタ教育資料 昭和八年』に含まれる資料を翻刻しつつ、その分析を通じて「二・四事件」の全体像の捉えなおしをおこなっている（研究代表者 前田一男〔2023〕『（科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書）歴史的転機としての「二・四事件」の総合的研究』）。
- 5) BIRD 学校法人 佛教教育学園 佛教大学附属図書館（2011）「新聞集成昭和編年史「安保改定交渉開始 33年版V」を追加」<https://bird.bukkyo-u.ac.jp/news/general/>, 2024.6.20 閲覧
- 6) 第1報、第2報共に、2005（平成17）年3月大阪女子大学に提出された阪本美江の卒業論文「昭和戦前期の新聞紙上に見る小学校教師の不祥事」に加筆修正をほどこしたものである。
- 7) 日本新聞百年史刊行会（1960）『日本新聞百年史』日本新聞百年史刊行会、23頁。
- 8) 同前、24頁。
- 9) 同前、24頁。
- 10) 同前、26頁。
- 11) 朝日新聞百年史編修委員会編（1990.7-1995.1）『朝日新聞社史』朝日新聞社。
- 12) 前掲、日本新聞百年史刊行会『日本新聞社史』、27頁。
- 13) 同前、32頁。
- 14) 文部省内教育史編纂会編（1938）『明治以降教育制度発達史第2巻』龍吟社、523-524頁。
- 15) 文部省（1972）『学制百年史』帝国地方行政学会、95頁。
- 16) 同前、95頁。
- 17) 文部省（1907）『文部省例規類纂 明治30—大正2』明治40年第13類 職務服務及懲戒の項、49-50頁。
- 18) 河野通保（1934）『学校事件の教育的法律的实际研究下巻』文化書房、223-224頁。
- 19) 河野通保（1933）『学校事件の教育的法律的实际研究上巻』文化書房、61頁。
- 20) 我妻榮（1968）『旧法令集』有斐閣、451頁。
- 21) 同前、451頁。
- 22) 前掲、河野『学校事件の教育的法律的实际研究下巻』、224頁。
- 23) 前掲、我妻『旧法令集』、443頁。
- 24) 前掲、河野『学校事件の教育的法律的实际研究下巻』、225頁。
- 25) 同前、226-227頁。
- 26) 同前、233頁。
- 27) 同前、234-235頁。
- 28) 前掲、我妻『旧法令集』、442頁。
- 29) 同前、442頁。
- 30) 前掲、河野『事例・研究篇 学校事件の教育的法律的实际研究下巻』、241頁。

- 31) 同前、285 頁。
- 32) 同前、291 頁。
- 33) 同前、292 頁。
- 34) 同前、295 頁。
- 35) 同前、302-303 頁。

Abstract

Focusing on the prewar Showa era, this study investigates the chief contemporary mass media, newspapers, to determine what kind of crimes and misconduct by elementary school teachers were reported therein, and their numbers. The aim is to clarify tendencies in the crimes and misconduct of elementary school teachers during this era. This study (Report No. 1) clarifies laws and regulations pertaining to teachers, and classifies misconduct, etc., by type. Additionally, while presenting an overview of newspapers published at the time, a list is made of the cases of misconduct and crime reported on from December 1926 (the first year of Showa) to December 1930 (the fifth year of Showa). Here, the aim is to clarify the characteristics of these reported cases. The results show that acts of physical violence were the most frequent forms of misconduct and crime that occurred, followed by written texts (threats, left-wing materials, etc.) and corruption (bribery and so on). In this way, the specific characteristics of these acts of misconduct and crime are clarified .